

千葉県の中企業向け融資制度

セーフティネット資金

■**資金使途**：設備資金、運転資金

■**融資期間**：設備資金10年以内、運転資金7年以内

■**償還方法及び据置期間**：割賦償還（据置期間1年以内*市町村認定5号は2年以内）

■市町村認定

□**融資対象者**：(1)中企業者等であって、セーフティネット保証（中企業信用保険法第2条第4項）に係る市町村長の認定を受けたもの

1号：再生手続開始申立等関係、2号：事業活動の制限関係、3号：地域・業種関係、4号：地域関係、5号：業種関係、6号：破綻金融機関等関係、7号：金融取引の調整関係、8号：金融機関の貸付債権の譲渡関係

(2)中企業者等であって、国が指定した激甚災害を受け、経営に支障を来しているもの

□**融資限度額**：1中企業者等8,000万円

□**融資利率（固定）**：3年以下=1.7%、3年超5年以下=1.9%、5年超7年以下=2.1%、7年超=2.3%

■市町村認定以外

□**融資対象者**：中企業者等であって、次のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの

(1)最近3ヵ月又は6ヵ月の売上が直近3年間のいずれかの同期と比べて3%以上減少しているもの、(2)取引先企業の倒産に伴い、売掛債権が回収困難となっているもの、(3)組合員の経営破たんにより資金繰りに支障を生じているもの（組合に限る）、(4)中企業者等であって、特定の災害により被害を受け、その復旧のための資金を必要とするもの

(5)その他知事が特に必要と認めたもの（利益率減少対策枠）平成22年3月31日まで。

□**融資限度額**：1中企業者等3,000万円（(4)のみ6,000万円）

□**融資利率（固定）**：3年以下=2.0%、3年超5年以下=2.2%、5年超7年以下=2.4%、7年超=2.6%

■制度融資の改正（平成21年12月1日施行、平成22年3月末までの時限措置）

□**融資期間の延長**：セーフティネット資金（市町村認定5号）の運転資金について、要綱で定める融資期間（7年）を超えて返済期間の延長ができる年数を現行の1年から3年とする。

□**借換え制度の緩和**：借換への対象となる資金が1つしかなく、かつ、借換え前の資金の返済額を下回る借換を認める。

◎詳細は本会又は現在取引のある金融機関へお問い合わせください。

□商業支援課金融担当 Tel. 043-306-3284

□工業支援課金融担当 Tel. 043-242-3277

千葉県の小規模企業

経営セーフティ共済加入促進事業

千葉県では、総合経済対策の一環として、金融危機等の影響により増加傾向にある小規模事業者の連鎖倒産の抑制を図るため、中小企業基盤整備機構が運営する「中小企業倒産防止共済（経営セーフティ共済）」へ新規に加入する県内の小規模事業者に対して掛金の一部を助成することにより、同制度への加入を促進します。

■助成要件

次の(1)から(4)のいずれにも該当する方が助成対象となります。

- (1) 共済に加入資格のある、千葉県内に主たる事業所を有する**従業員5人以下の小規模事業者（会社又は個人）**であること

ただし、千葉県信用保証協会における信用保証対象外業種を除きます。

信用保証対象外業種の詳細は、千葉県信用保証協会のホームページ等でご確認ください。
千葉県信用保証協会HP <http://www.chiba-cgc.or.jp/>

- (2) 平成21年4月1日から平成22年1月15日までに共済に加入した者
(3) 当該助成金の申請日までに継続して6ヶ月以上の掛金（前納した金額を含む）を納付した者
(4) 県税を滞納していないこと

※助成予定件数を越えた場合には、申請を締切ることがあります。

加入年月日	助成の可否
～平成21年3月31日	助成対象外
平成21年4月1日～平成21年9月30日	助成対象
平成21年10月1日～平成22年1月15日	前納の場合のみ対象
平成22年1月16日以降	助成対象外

■助成対象となる金額

- 平成21年4月1日から平成22年3月1日までに納付した、加入後6ヶ月以内の掛金に相当する金額とします。

■助成金の額等

- 助成金の額は、助成対象となる金額の3分の1（千円未満切捨て）とします。
 助成金の限度額及び期間は、第1回目の掛金納付月から起算して6ヶ月分、かつ、合計16万円を限度とします。

■申請期間

- 平成21年8月3日（月）から平成22年3月5日（金）まで
* 共済制度の詳細については、次ページ、または中小企業基盤整備機構のホームページ、パンフレット等をご覧ください。 中小企業基盤整備機構HP <http://www.smri.go.jp/kyosai/index.html>

【問合せ先】 千葉県庁商工労働部経済政策課 TEL.043-223-2704（直通）